

## ●八代市景観条例の策定方針

(1) 細目の柔軟な変更に対応できるように、条例本文については、できるだけシンプルなものとし、具体的内容については、施行規則に記載する。

⇒ 細目の変更は、施行規則の変更になるため、議会議決を要さず、法令審議会の承認のみで可能となる。

(2) 熊本県及び県内他市の景観条例（別紙）を参考に、八代市の特性を踏まえ、市にとって必要な条例項目を採用する。

⇒（例えば）

「空地及び空家の管理等に関する要請」

「景観形成住民団体の認定」

「景観形成住民協定の締結」

「景観形成に係る費用助成、技術的支援（アドバイス）」

「表彰制度」

(3) 八代市景観計画と連携を図り、景観計画の実行性を法的に担保した条例とする。

## ●八代市景観条例の骨子案

構成		主な内容
章	条	
<b>第1章 総則</b>		
(目的)	第1条	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的を規定。</li> </ul> <p>この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し必要な事項並びに良好な景観形成のための活動の促進に関する事項を定めることにより、地域の特性を活かした良好な景観形成を総合的に推進し、市民にとって誇りと愛着のもてる郷土づくりに資することを目的とする。</p>
(定義)	第2条	<ul style="list-style-type: none"> <li>用語の定義（景観法に準拠）を規定。</li> </ul>
(市の責務)	第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の責務を規定。</li> </ul>
(事業者の責務)	第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の責務を規定。</li> </ul>
(市民の責務)	第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の責務を規定。</li> </ul>
<b>第2章 景観計画</b>		
(景観計画の策定等)	第6条	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第8条第1項による市の良好な景観形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることについて規定。</li> <li>一般地区、特定施設届出地区、景観重点地区、景観重点地区候補等を定めることについて規定。</li> <li>景観計画に定める事項について規定。</li> </ul>
<b>第3章 行為の規制等</b>		
(届出対象行為等)	第7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区における届出対象行為（法第16条第1項）について規定。</li> <li>届出の方法について規定。（届出書をあらかじめ市長に提出）</li> <li>景観計画に適合しない行為に対して、設計変更その他必要な措置をとるよう勧告できることについて規定。</li> </ul>
(国、地方公共団体等の特例)	第8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の機関、地方公共団体又は規則で定める公共的団体が行う行為については、前条の規定による届出を要しない旨を規定。</li> </ul>
(適用除外)	第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区における届出の適用除外（法第16条第7項第11号）について規定。</li> </ul>
(特定届出対象行為)	第10条	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定届出対象行為（法第17条第1項）について規定。</li> </ul> <p>※特定届出対象行為→景観計画に適合しない場合、変更命令が出せる。</p>
(事前協議)	第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出に先立っての事前協議について規定。</li> </ul>
<b>第4章 公共事業等における景観形成</b>		
(公共事業等景観形成指針)	第12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業等の景観形成のための指針について規定。</li> </ul>
(公共事業等景観形成指針の遵守等)	第13条	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業等景観形成指針の遵守について規定。</li> </ul>
(空地及び空家の管理等に関する要請)	第14条	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観重点地区において、空地、空家が周辺の景観を著しく阻害している場合の所有者等への適正な管理を要請することについて規定。</li> </ul>

構成		主な内容
章	条	
<b>第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木</b>		
(景観重要建造物の指定手続)	第15条	・景観重要建造物の指定(法第19条第1項)の際の、景観審議会に対する事前の意見聴取について規定。
(景観重要樹木の指定手続)	第16条	・景観重要樹木の指定(法第28条第1項)の際の、景観審議会に対する事前の意見聴取について規定。
(景観重要建造物の管理基準)	第17条	・景観重要建造物の管理の方法の基準(法第25条第2項)について規定。
(景観重要樹木の管理基準)	第18条	・景観重要樹木の管理の方法の基準(法第33条第2項)について規定。
<b>第6章 特定事業者との景観形成協定</b>		
(特定事業者との景観形成協定)	第19条	・市と特定事業者(規則で定める面積を超える事業の事業者)との景観形成協定の締結について規定。 ・景観形成協定の内容、対象区域等について規定。
<b>第7章 市民の景観形成活動</b>		
(景観形成住民団体等)	第20条	・景観形成住民団体(法第11条第2項)の認定及び認定の取り消しについて規定。
(景観形成住民協定)	第21条	・住民間の景観形成協定の締結及び景観形成協定の認定について規定。 ・景観形成協定の内容、対象区域等について規定。
<b>第8章 表彰、助成等</b>		
(啓発)	第22条	・市が、事業者及び市民に対し、景観施策に係る知識の普及、啓発に努めることについて規定。
(表彰)	第23条	・優れた景観形成に貢献している建築物等の設計者、施工者、所有者等への表彰について規定。
(景観形成に係る助成等)	第24条	・景観重要建造物、景観重要樹木の維持、保全、又は景観重点地区の建築物等の修景に対する技術的支援や助成について規定。 ・景観形成に著しく寄与すると認められる景観形成住民団体の活動に対する技術的支援や助成について規定。
<b>第9章 八代市景観審議会</b>		
(八代市景観審議会)	第25条	・八代市景観審議会の設置について規定。 ・八代市景観審議会の所掌事務について規定。 ・八代市景観審議会の組織及び運営について規定。
<b>第10章 雑則</b>		
(委任)	第26条	・この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨を規定。
附則		・施行期日、経過措置について規定。